

令和3年度 保険料段階別被保険者数（対象人数は令和3年6月4日現在）

保険料段階	対象となる方		令和3年度		対象人数	構成比
			基準額×割合＝年間保険料額（月額換算）			
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		78,000円 × 0.25 =	19,500円 (1,625円) ※軽減前【78,000円×0.45=35,100円】	33,494人	3.6%
第2段階	本人が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －公的年金等所得金額」の 合計が年間80万円以下の方	78,000円 × 0.25 =	19,500円 (1,625円) ※軽減前【78,000円×0.45=35,100円】	128,781人	13.9%
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －公的年金等所得金額」の 合計が年間120万円以下の方で、 かつ第2段階に属さない方	78,000円 × 0.35 =	27,300円 (2,275円) ※軽減前【78,000円×0.60=46,800円】	62,099人	6.7%
第4段階		上記以外の方	78,000円 × 0.60 =	46,800円 (3,900円) ※軽減前【78,000円×0.65=50,700円】	57,388人	6.2%
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －公的年金等所得金額」の 合計が年間80万円以下の方	78,000円 × 0.90 =	70,200円 (5,850円)	120,418人
第6段階 <基準額>	上記以外の方		78,000円 × 1.00 =	78,000円 (6,500円)	109,575人	11.8%
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	78,000円 × 1.07 =	83,460円 (6,955円)	98,231人	10.6%
第8段階		本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	78,000円 × 1.10 =	85,800円 (7,150円)	78,300人	8.4%
第9段階		本人の合計所得金額が160万円以上250万円未満の方	78,000円 × 1.27 =	99,060円 (8,255円)	108,827人	11.7%
第10段階		本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	78,000円 × 1.55 =	120,900円 (10,075円)	54,685人	5.9%
第11段階		本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	78,000円 × 1.69 =	131,820円 (10,985円)	36,220人	3.9%
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	78,000円 × 1.96 =	152,880円 (12,740円)	15,327人	1.7%
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	78,000円 × 2.28 =	177,840円 (14,820円)	9,364人	1.0%
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	78,000円 × 2.60 =	202,800円 (16,900円)	6,567人	0.7%
第15段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	78,000円 × 2.80 =	218,400円 (18,200円)	3,292人	0.4%
第16段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上の方	78,000円 × 3.00 =	234,000円 (19,500円)	6,063人	0.7%
※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、年間保険料額 合計所得金額とは、介護保険法施行令上の合計所得金額					計	928,631人